

国立大学法人長崎大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じて経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 本学の給与に関する規程等の参考としている一般職の職員の給与に関する法律が国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により改正されたことに伴い、給与の改定として、本給月額を0.47%引き下げた。また、給与の臨時特例として平成24年5月から5.862%の減額率で給与の減額支給を行った。

理事 法人の長に準ずる。

理事(非常勤) 該当者なし。

監事 法人の長に準ずる。

監事(非常勤) 給与の臨時特例として、5.862%の減額率で非常勤役員手当の減額支給を行った。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,442	千円 11,795	千円 4,288	千円 359 (地域手当)			
A理事	千円 12,147	千円 8,676	千円 3,154	千円 264 (地域手当) 53 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 12,200	千円 8,676	千円 3,154	千円 264 (地域手当) 106 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 12,094	千円 8,676	千円 3,154	千円 264 (地域手当)			
D理事	千円 12,094	千円 8,676	千円 3,154	千円 264 (地域手当)			
E理事	千円 12,147	千円 8,676	千円 3,154	千円 264 (地域手当) 53 (通勤手当)		3月30日	
F理事	千円 12,091	千円 8,049	千円 2,959	千円 245 (地域手当) 82 (広域異動手当) 756 (単身赴任手当)		3月30日	◇
A監事	千円 11,482	千円 8,050	千円 2,926	千円 245 (地域手当) 261 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,358	千円 3,358	千円 0	千円 0 ()			

注1: 総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計金額は必ずしも一致しない。

注2: 「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する常勤役員に支給しているものである。

注3: 「広域異動手当」とは、人事交流により本学の常勤役員となった場合において、事業所間の距離及び住居と事業所との距離が60km以上のとき、異動の日から3年間(3%~6%)支給される手当である。

注4: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)を示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく総人件費改革の削減目標額(平成23年度 15,934百万円)を堅持する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適性な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月・12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績に応じ、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格	昇格:勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定を参考として、本学も同様に次のような改正を行った。

- ・中高年齢層(概ね40歳台以上)の職員の本給を引き下げた。(平均0.23%)
- ・36歳に満たない職員のうち平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日に昇給した者の平成24年4月1日における号俸を1号俸(特に調整の必要があるものとして学長が必要と認める職員にあっては2号俸)上位の号俸とした。

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

(職員について)

- ・実施期間:24年5月～26年3月
- ・本給表関係の措置の内容:行政職本給表(一)2級以下(▲2.862%)、3級から6級まで(▲4.662%)、7级以上(▲5.862%)、行政職本給表(二)3級以下(▲2.862%)、4级以上(▲4.662%)、海事職本給表(一)2級以下(▲2.862%)、3級から5級まで(▲4.662%)、6级以上(▲5.862%)、海事職本給表(二)3級以下(▲2.862%)、4级以上(▲4.662%)、教育職本給表(一)2級以下(▲2.862%)、3級及び4級まで(▲4.662%)、5級(▲5.862%)
- ・諸手当関係の措置の内容:
 - ・管理職手当は当該職員の管理職手当の月額に100分の6を乗じて得た額を減じた。
 - ・地域手当は当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の6を乗じて得た額を減じた。
 - ・広域異動手当は当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の6を乗じて得た額を減じた。
 - ・期末手当は当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の5.862を乗じて得た額を減じた。
 - ・勤勉手当は当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の5.862を乗じて得た額を減じた。
 - ・期末特別手当は当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の5.862を乗じて得た額を減じた。
- ・国と異なる措置の概要:
 - ・減額率を国の減額率の60%としている。
 - ・附属学校教員及び病院医療技術職員については、県との人事交流及び雇用確保が困難なことから減額支給の対象外としている。

(役員について)

- ・実施期間:24年5月～26年3月
- ・本給表関係の措置の内容:
 - ・本給月額から、本給月額に100分の5.862を乗じて得た額に相当する額を減じた。
 - ・非常勤役員に対する非常勤役員手当の支給に当たっては、非常勤役員手当の月額から、非常勤役員手当の月額に100分の5.862を乗じて得た額に相当する額を減じた。
- ・諸手当関係の措置の内容:
 - ・地域手当は当該常勤役員の本給月額に対する地域手当の月額に、100分の5.862を乗じて得た額を減じた。
 - ・広域異動手当は当該常勤役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に、100分の5.862を乗じて得た額を減じた。
 - ・期末特別手当は当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の5.862を乗じて得た額を減じた。
- ・国と異なる措置の概要:
 - ・減額率を国の減額率の60%としている。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	2195	42.2	6,000	4,527	46	1,473
事務・技術	427	42.2	5,116	3,875	64	1,241
教育職種 (大学教員)	887	48	7,676	5,764	40	1,912
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	617	34.7	4,476	3,398	41	1,078
技能・労務職種	18	55.6	5,191	3,934	58	1,257
海事職種	14	45.9	6,780	5,097	0	1,683
海技職種	13	48.2	5,800	4,399	0	1,401
教育職種 (附属学校高校教員)	19	42.2	6,879	5,205	77	1,674
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	47	39.9	6,453	4,907	49	1,546
医療職種 (病院医療技術職員)	151	36.7	4,682	3,560	56	1,122
その他	2					

在外職員	8	47.5	9,896	8,604	0	1,292
------	---	------	-------	-------	---	-------

再任用職員	12	62.4	3,416	2,906	55	510
事務・技術	5	62.7	3,070	2,621	52	449
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	2					
海技職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	83	38.3	3,291	2,703	51	588
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	27	46.4	3,263	2,471	72	792
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	31.9	4,566	3,469	0	1,097
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	30	2,916	2,916	34	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	46.7	3,537	2,674	43	863
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	35.1	3,379	2,546	64	833

注1: 【常勤職員】には、【在外職員】及び【再任用職員】を含まない。

注2: 「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種をいう。

注4: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種をいう。

注5: 「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種をいう。

注6: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注7: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校の教員をいう。

注8: 【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する保健師をいう。

注9: 【常勤職員】の「その他」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることか
人数以外は記載していない。

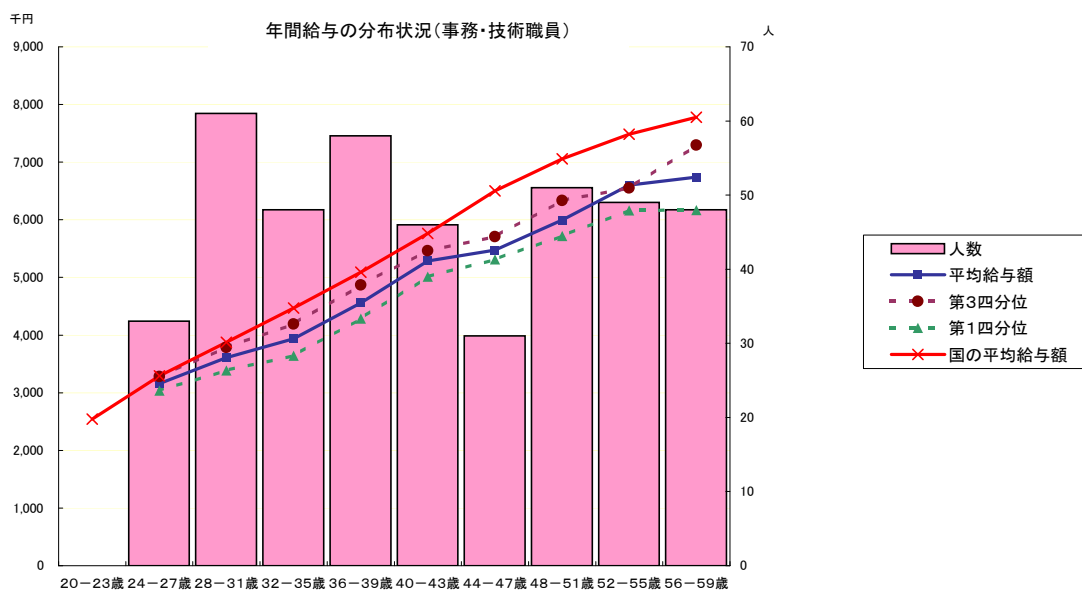
注10: 【再任用職員】の「医療職種(病院看護師)」、「技能・労務職種」、「海技職種」、「教育職種(附属高校教員)」
及び「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐
れのあることから、人数以外は記載していない。

注11: 【任期付職員】は、該当者なしのため記載を省略した。

【年俸制適用者】

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	39.4	5,914	5,914	35	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	35	6,936	6,936	0	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	45.2	4,550	4,550	81	0

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。⑤まで同じ。

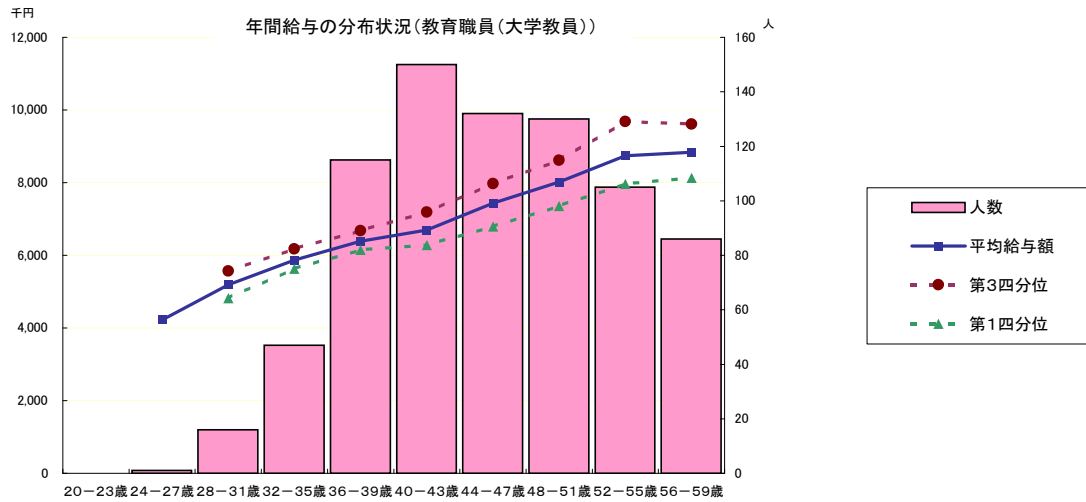
注2: 「四分位」とは、ばらつきを度合を示す指標である。

「第1四分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは、小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者はいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	7	56.8	7,852	10,258	9,280	10,258	10,258
課長	28	55.4	7,038	7,508	7,323	7,508	7,508
課長補佐	31	52.2	6,173	6,550	6,312	6,550	6,550
係長	139	47.9	5,333	6,251	5,705	6,251	6,251
主任	84	40.4	4,243	5,200	4,731	5,200	5,200
係員	138	31.8	3,248	3,872	3,631	3,872	3,872

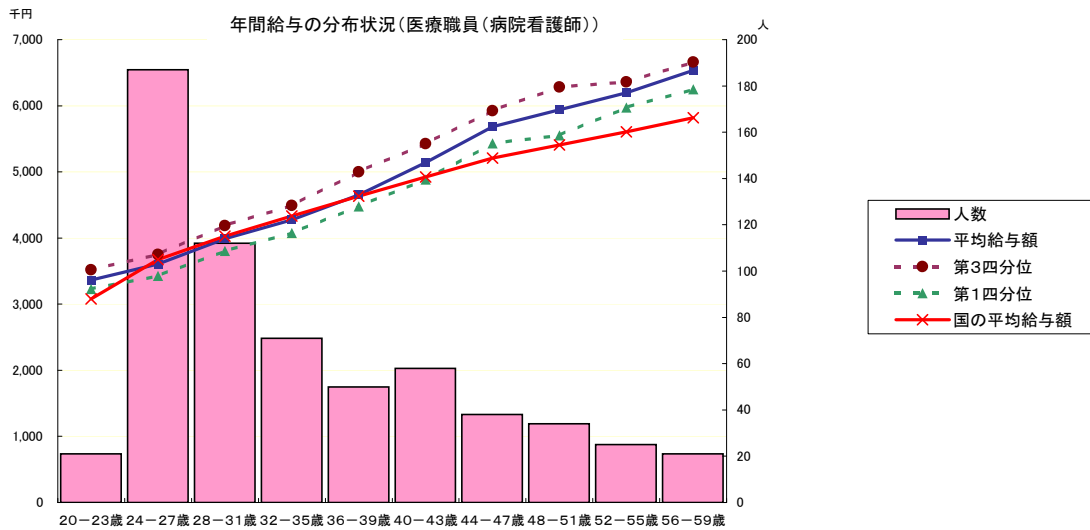


注: 年齢20~23歳の該当者いないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	286	55.7	8,641	9,323	9,828		
准教授	218	47.2	7,125	7,567	8,109		
講師	82	47.0	7,005	7,273	7,600		
助教	286	41.3	5,960	6,228	6,550		
助手	2	-	-	-	-		
教務職員	13	47.1	5,079	5,172	5,596		

注: 助手は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	4	54.8	—	—	7,522	—	—
看護師長	32	52.1	6,199	—	6,358	6,521	—
副看護師長	79	46.1	5,391	—	5,651	6,063	—
看護師	501	31.6	3,583	—	4,088	4,423	—

注1:看護部長は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長
人員 (割合)	427 人 (割合)	52 人 12.2%	104 人 24.4%	145 人 34.0%	86 人 20.1%	20 人 4.7%	15 人 3.5%	4 人 0.9%
年齢(最高～最低)		43～24 歳	52～27 歳	65～35 歳	59～43 歳	59～40 歳	59～50 歳	61～52 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		2,957～2,006 千円	4,026～2,383 千円	4,879～2,823 千円	5,100～4,245 千円	5,784～4,510 千円	7,049～5,476 千円	7,846～6,364 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,779～2,626 千円	5,252～3,148 千円	6,337～3,713 千円	6,761～5,730 千円	7,508～6,120 千円	9,112～7,203 千円	10,258～8,447 千円

区分	計	8級	9級
標準的な職位		部長・局長	局長
人員 (割合)		1 人 0.2%	
年齢(最高～最低)		—	
所定内給 与年額(最 高～最低)		—	
年間給与 額(最高～ 最低)		—	

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の時効について記載していない。

教育職員(大学職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	887 人 (割合)	13 人 1.5%	288 人 32.5%	86 人 9.7%	214 人 24.1%	286 人 32.2%
年齢(最高～最低)		59～30 歳	63～27 歳	60～30 歳	64～34 歳	64～41 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		4,536～2,812 千円	5,677～3,284 千円	6,820～3,578 千円	7,208～3,831 千円	9,346～5,426 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,973～3,634 千円	7,391～4,216 千円	8,948～4,816 千円	9,391～5,087 千円	12,555～7,331 千円

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	617 人 (割合)		501 人 81.2%	79 人 12.8%	32 人 5.2%	4 人 0.6%	1 人 0.2%	
年齢(最高～最低)			59～22 歳	59～31 歳	59～44 歳	59～49 歳		
所定内給 与年額(最 高～最低)			4,949～2,337 千円	4,994～3,051 千円	5,002～4,217 千円	5,661～5,400 千円		
年間給与 額(最高～ 最低)			6,523～3,085 千円	6,594～4,035 千円	6,777～5,660 千円	7,777～7,402 千円		

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4	65.0	63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6	35.0	36.2
	最高～最低	49.3～33.2	45.4～30.7	45.3～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	66.5	65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7	33.5	34.6
	最高～最低	43.9～32.0	41.1～29.5	40.2～30.7

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.6	62.9	61.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.4	37.1	38.2
	最高～最低	49.5～33.2	46.5～30.5	47.7～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5	67.1	65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5	32.9	34.2
	最高～最低	45.2～29.8	41.8～29.5	43.4～30.7

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.8	58.7	57.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.2	41.3	42.7
	最高～最低	45.2～43.9	41.8～41.1	43.4～42.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5	67.5	66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5	32.5	33.9
	最高～最低	43.9～31.9	41.1～29.4	42.5～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

対国家公務員(行政(一)) 88.5

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.2

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 94.4

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三)) 102.4

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 96.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 88.5	
	参考	地域勘案 95.2 学歴勘案 88.8 地域・学歴勘案 95.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.9% (国からの財政支出額 20,171百万円、支出予算の総額 51,825百万円:平成24年度予算) 【検証結果】 本学における平成24年度の国からの財政支出額は201億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、7研究科、1研究所及び附属病院)、対国家公務員指数、他国立大学法人指数等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。 【累積欠損額について】 なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与の減額支給については、平成25年4月から国家公務員と同様の措置を講ずる。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.4	
	参考	地域勘案 102.0 学歴勘案 102.7 地域・学歴勘案 102.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	病院看護師については、雇用確保が困難なことから国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与の減額支給の対象外としたことによるもの。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.9% (国からの財政支出額 20,171百万円、支出予算の総額 51,825百万円:平成24年度予算) 【検証結果】 本学における平成24年度の国からの財政支出額は201億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、7研究科、1研究所及び附属病院)等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。 【累積欠損額について】 なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与の減額支給については、平成25年4月以降も引き続き対象外とする。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)か らの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	13,809,563	14,229,964	△ 420,401	(△3.0)	△ 1,013,711	(△6.8)
退職手当支給額 (B)	1,433,025	1,713,024	△ 279,999	(△16.3)	△ 113,960	(△7.4)
非常勤役職員等給与 (C)	7,185,327	6,844,601	340,726	(5.0)	1,144,421	(18.9)
福利厚生費 (D)	2,638,194	2,579,471	58,723	(2.3)	207,313	(8.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	25,066,109	25,367,060	△ 300,951	(△1.2)	224,063	(0.9)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用されている職員に係る費用
及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「(17)役員
及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

①給与、報酬等支給総額

平成23年度に比べ3.0%減となっているのは主に次の要因による。

- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づき、本給月額を平均0.23%減した。また、特例法に基づく国家公務員の見直しに関して法人が講じた給与減額支給措置に関する削減額は、493,421千円であった。(役員全体5,806千円、事務・技術職種124,704千円、教育職種(大学教員)352,693千円、海事職種・海技職種10,218千円))

②最広義人件費

平成23年度に比べ1.2%減となっているのは主に次の要因による。

- ・退職手当支給水準引き下げに伴う、退職手当支給額の減
- ・有期雇用看護師等の増加による非常勤役職員等給与の増

③退職手当支給額の要因の分析について、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)

に基づき法人が講じた措置に関する削減額は、79,525千円であった。(事務・技術職種19,068千円、医療職種(医療技術職員)1,414千円、医療職種(看護師)14,128千円、教育職種(大学教員)40,728千円、海事職種・海技職種4,187千円))

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、25年1月から以下の措置を講ずることとした。役職員の退職手当について、支給水準の引き下げを実施した。

- ・役員に関する講じた措置の概要:退職手当の額は、役員としての在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする経過措置を定めた。
- ・職員に関する講じた措置の概要:退職日本給月額×退職理由別・勤務年数別支給率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、平成25年1月1日から同年9月30日までの間における調整率を100分の98とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間における調整率を「100分の92」とする経過措置を定めた。